



2014年度 5月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

3級 保険顧客

資産相談業務

実施日◆2014年5月25日(日)

試験時間◆13:30~14:30(60分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、三択一式5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. 途中退出はできません。
9. 試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。問題用紙はお持ち帰りください。
10. その他、試験監督者の指示に従ってください。

○この試験の模範解答は5月25日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○6月30日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

- 1．試験問題については、特に指示のない限り、2013年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください（復興特別法人税・復興特別所得税・個人住民税の均等割加算も考慮するものとします）。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- 2．問題は【第1問】から【第5問】まであります。
- 3．各問の問題番号は通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5．各問について答を1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

食品販売会社に勤務するAさん（56歳）は、妻Bさん（53歳）と長男Cさん（20歳）との3人暮らしである。Aさんが勤務する会社は65歳定年制を採用しており、Aさんは65歳まで働き続けたいと考えている。

Aさんは、これまで公的年金についてあまり意識したことがなかったが、先日20歳になった長男Cさんに年金手帳が送付されてきたことを機に、年金に関心を持つようになった。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび家族に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの相談内容 >

- ・国民年金保険料の学生納付特例制度について教えてほしい。
- ・65歳まで働き続けた場合の公的年金制度からの老齢給付について教えてほしい。

< Aさんおよび家族に関する資料 >

(1) Aさん（会社員）

- ・昭和33年5月10日生まれ
- ・20歳から22歳までの大学生の間（35月）は、国民年金に任意加入し、定額保険料および付加保険料を納付していた。
- ・公的年金の加入歴は下記のとおりである（見込み期間を含む）。

昭和53年5月	昭和56年4月	平成26年6月	平成35年5月
国民年金 保険料(付加保険料 を含む)納付済期間 35月	厚生年金保険 被保険者期間 398月	厚生年金保険 被保険者期間 107月(加入見込み)	
(20歳)	(22歳)	(56歳)	(65歳)

(2) 妻Bさん（専業主婦）

- ・昭和36年3月28日生まれ
- ・18歳からAさんと結婚するまでの8年間、厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入している。

(3) 長男Cさん（大学生）

- ・平成6年5月10日生まれ
- ・Aさん夫婦と同居している。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、国民年金保険料の学生納付特例制度について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

国民年金の第1号被保険者で一定の学校に在籍する学生は、()の前年の所得が一定額以下の場合、申請により、在学中の国民年金保険料の納付が猶予されます。これが国民年金保険料の学生納付特例制度です。

学生納付特例制度により納付が猶予された保険料は、所定の手続により、()前まで遡って納付(追納)することができます。

なお、保険料を追納しなかった場合、納付が猶予された期間は、老齢基礎年金の()の計算の基礎となる期間には算入されません。

- | | | | |
|----|----------|-----|--------|
| 1) | 被保険者の世帯主 | 2年 | 年金額 |
| 2) | 被保険者本人 | 10年 | 年金額 |
| 3) | 被保険者の世帯主 | 10年 | 受給資格期間 |

《問2》次に、Mさんは、Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および付加年金の年金額を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金および付加年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんは65歳になるまで厚生年金保険に加入し続けるものとし、老齢基礎年金の年金額は、平成25年10月時点の価額(物価スライド特例措置による金額)に基づいて計算するものとする。

- 1) $778,500円 \times \frac{35月}{480月} + 400円 \times 35月$
- 2) $778,500円 \times \frac{480月}{480月} + 200円 \times 35月$
- 3) $778,500円 \times \frac{480月}{480月} + 400円 \times 35月$

《問3》最後に、Mさんは、Aさんが受給することができる老齢厚生年金について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんが受給することができる特別支給の老齢厚生年金は、Aさんが厚生年金保険の被保険者である間、在職老齢年金の仕組みにより、年金額の一部または全部が支給停止となる場合があります」
- 2) 「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金には、妻Bさんが65歳になるまでの間、加給年金額の加算が行われます」
- 3) 「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金は、老齢基礎年金とは異なり、支給開始を66歳以降に繰り下げることができません」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

商社に勤務するAさん（55歳）は、専業主婦である妻Bさん（54歳）との2人暮らしであり、子どもはいない。Aさんは、スポーツ用品店を営む実父が高齢のため、平成26年5月末日付で早期退職制度を利用して商社を退職し、家業を継いで個人事業主になる予定である。

Aさんは、退職にあたって、これまで加入していた健康保険が退職後はどのように変わるのか、個人事業主としてどのようなリスクに備える必要があるのかなどを知りたいと思っている。

また、先日、銀行を訪ねた際、窓口の担当者に退職金の運用について相談したところ、一時払終身保険を勧められた。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんが銀行から勧められている生命保険の内容は、以下のとおりである。

< Aさんの相談内容 >

- ・個人事業主になった後の公的医療保険について教えてほしい。
- ・一時払終身保険の特徴や加入時の留意点を確認したい。
- ・個人事業に係るリスクマネジメントについてアドバイスしてほしい。

< Aさんが提案を受けている生命保険の内容 >

保険の種類	: 一時払終身保険
契約者 (= 保険料負担者)・被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: 妻Bさん
死亡保険金額	: 1,200万円
一時払保険料	: 1,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、Aさんが個人事業主になった後の公的医療保険について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄～に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

）Aさんは、退職によって健康保険の被保険者資格を喪失し、原則として、その後は国民健康保険に加入することになります。ただし、資格喪失の日から原則として（ ）以内に任意継続被保険者となるための申出をすることにより、引き続き最長で2年間、健康保険の被保険者となることもできます。

）70歳未満（義務教育就学前を除く）の者に係る医療費の一部負担金（自己負担額）の割合は、原則として、健康保険、国民健康保険のいずれも（ ）です。

）健康保険、国民健康保険のいずれの給付にも、医療機関等で同一月に支払った一部負担金等の額が高額となった場合に、一定の金額（自己負担限度額）を超えた額が支給される（ ）があります。

- | | | | |
|----|-----|----|-------|
| 1) | 20日 | 2割 | 傷病手当金 |
| 2) | 20日 | 3割 | 高額療養費 |
| 3) | 30日 | 2割 | 高額療養費 |

《問5》次に、Mさんは、一時払終身保険の特徴や加入時の留意点について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「一時払終身保険は、契約時に解約返戻金の額が確定しており、契約後いつ解約しても解約返戻金が支払保険料を下回ることはありません」
- 2) 「Aさんが銀行の窓口において一時払終身保険に加入した場合、当該保険契約は預金保険機構による保護の対象となります」
- 3) 「一時払保険料は、その全額が支払った年の生命保険料控除の対象となるため、翌年以降の生命保険料控除の対象とすることはできません」

《問6》最後に、Mさんは、Aさんが個人事業主となった後の生命保険の活用についてアドバイ
スした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスとして、次のうち最も不適切なものはどれ
か。

- 1) 「Aさんが病気やケガにより休業した場合、国民健康保険には原則として休業に対する
補償がありません。Aさんが病気やケガにより入院した場合の医療費の負担に備えて、医
療保険に加入することを検討されてはいかがでしょうか」
- 2) 「Aさんの生命保険の死亡保障額の設定にあたっては、残される妻Bさんの生活資金の
ほかに、事業に係る当面の人件費や買掛金等に充当するための資金も考慮するとよいで
しょう」
- 3) 「Aさんを契約者(=保険料負担者)および被保険者とする生命保険の保険料はすべて、
Aさんの事業所得の金額の計算上、必要経費として事業収入から差し引くことができます
ので、生命保険に加入することで所得税の負担を軽減することができます」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（65歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の社長である。Aさんは、後継者に予定している長男Bさん（33歳）への事業の承継に目途がついたため、今期で勇退することを決意している。

X社では、役員・従業員の退職金準備として養老保険（いわゆるハーフタックスプラン）に加入しており、被保険者の一人であるAさんの保険契約が今期満期を迎えるため、その満期保険金をAさんへの役員退職慰労金の一部に充当する予定である。また、Aさんは、生命保険会社の担当者から長男Bさんを被保険者とする生命保険の提案を受けており、加入するかどうかを悩んでいる。

そこで、Aさんは、知り合いであるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。X社が現在加入している生命保険の契約内容等は、以下のとおりである。

< Aさんの相談内容 >

- ・現在加入している生命保険から満期保険金を受け取った場合のX社の経理処理（仕訳）について教えてほしい。
- ・Aさん自身の退職金に関する課税関係を知りたい。
- ・提案を受けている生命保険の特徴について教えてほしい。

< X社が現在加入している生命保険の契約内容 >

保険の種類	養老保険（特約付加なし）	
契約年月日	平成2年1月1日	
契約者（＝保険料負担者）	X社	
被保険者	全役員・全従業員	
保険金受取人	満期時	X社
	死亡時	被保険者の遺族
保険期間・保険料払込期間	65歳満了	
被保険者Aさんに係る保険金額	3,000万円	
被保険者Aさんに係る払込保険料総額	2,800万円	

< Aさんが提案を受けている生命保険の内容 >

保険の種類	長期平準定期保険（特約付加なし）
契約者（＝保険料負担者）	X社
被保険者	長男Bさん
死亡保険金受取人	X社
保険期間・保険料払込期間	100歳満了
死亡保険金額	1億円
年払保険料	200万円
長男Bさん65歳時の解約返戻金額	6,350万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 X社がAさんを被保険者として加入している養老保険から満期保険金を受け取った場合におけるX社の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、当該保険契約からの配当については考慮しないものとする。

1)

借 方		貸 方	
現金・預金	3,000万円	保険料積立金	1,400万円
		雑 収 入	1,600万円

2)

借 方		貸 方	
現金・預金	3,000万円	保険料積立金	2,800万円
		雑 収 入	200万円

3)

借 方		貸 方	
現金・預金	3,000万円	雑 収 入	3,000万円

《問8》 仮に、X社がAさんに役員退職慰労金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職慰労金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続期間）は30年10カ月で、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

1) $[5,000万円 - \{1,400万円 + 40万円 \times (30年 - 20年)\}] \times \frac{1}{2} = 1,600万円$

2) $[5,000万円 - \{800万円 + 70万円 \times (31年 - 20年)\}] \times \frac{1}{2} = 1,715万円$

3) $[5,000万円 - \{800万円 + 70万円 \times (30年 - 20年)\}] \times \frac{1}{2} = 1,750万円$

《問9》 Mさんは、Aさんが提案を受けている生命保険の特徴等について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「保険契約の締結後、申込日から8日以内であれば、理由を問わず、クーリング・オフ制度により契約を解除することができます」
- 2) 「支払保険料は、全期間を通じて、2分の1の金額を資産に計上し、残りの2分の1の金額を損金に算入することになります」
- 3) 「解約返戻金の金額は、一定の時期まで増加しますが、その後減少して保険期間満了時には0（ゼロ）になります」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、平成26年中に、加入している一時払変額個人年金保険を解約することを検討している。

Aさんの平成25年分の収入等に関する資料等は、以下のとおりである。なお、「
」の部分には、問題の性質上、伏せてある。

< Aさんの家族構成 >

Aさん（50歳）： 会社員
妻Bさん（48歳）： 平成25年中に、パートにより給与収入80万円を得ている。
長男Cさん（20歳）： 大学生。平成25年中に、アルバイトにより給与収入60万円を得ている。

< Aさんの平成25年分の収入等に関する資料 >

給与収入の金額： 1,300万円
上場株式の譲渡損失の金額： 60万円

< Aさんが平成26年中に解約を検討している生命保険の契約内容 >

保険の種類： 一時払変額個人年金保険（年金の種類は ）
契約年月： 平成22年10月
年金支払開始月： 平成32年10月
契約者（＝保険料負担者）： Aさん
年金受取人： Aさん
解約返戻金額： 400万円
正味払込保険料： 300万円

妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

家族の年齢は、いずれも平成25年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 Aさんの平成25年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 妻Bさんの給与収入が38万円を超えているため、Aさんは、配偶者控除の適用を受けることはできない。
- 2) 長男Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、扶養控除（控除額63万円）の適用を受けることができる。
- 3) Aさんは、合計所得金額が1,000万円を超えているため、基礎控除の適用を受けることはできない。

《問11》 Aさんの平成25年分の総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 1,005万円
- 2) 1,008万円
- 3) 1,065万円

< 給与所得控除額 >

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	~ 180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円

《問12》 Aさんが現在加入している一時払変額個人年金保険を平成26年中に《設例》の条件で解約した場合の課税関係に関する以下の文章の空欄 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

Aさんが現在加入している一時払変額個人年金保険を平成26年中に解約した場合の解約差益に対する課税関係は、一時払変額個人年金保険の年金種類によって異なる。

年金種類が確定年金の場合、保険期間の初日から（ ）以内の解約であるため、いわゆる金融類似商品として、解約差益は20.315%（所得税・復興特別所得税・住民税の合算）の税率による（ ）の対象となる。

他方、年金種類が終身年金の場合、解約差益は（ ）として総合課税の対象となる。

- | | | | |
|----|-----|--------|------|
| 1) | 5年 | 源泉分離課税 | 一時所得 |
| 2) | 5年 | 申告分離課税 | 雑所得 |
| 3) | 10年 | 源泉分離課税 | 雑所得 |

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

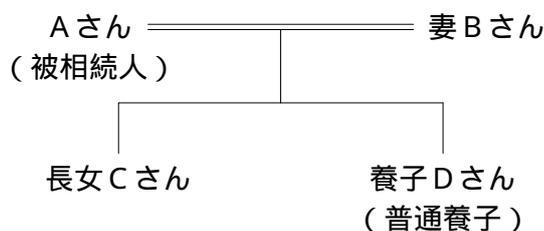
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

国内に住所を有するAさんは、平成26年5月に病気により70歳で死亡した。Aさんの相続人は妻Bさん（70歳）、長女Cさん（50歳）および養子Dさん（48歳）の3人である。長女Cさんと養子Dさんは、Aさんが加入していた生命保険からそれぞれ死亡保険金を受け取っている。

Aさんの親族関係図およびAさんが加入していた生命保険の契約内容は、以下のとおりである。なお、養子Dさんは、被相続人Aさんの普通養子である。

< Aさんの親族関係図 >



< Aさんが加入していた生命保険の契約内容 >

終身保険

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 長女Cさん

死亡保険金額 : 1,000万円

終身保険

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 養子Dさん

死亡保険金額 : 1,500万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に係る相続税の申告および相続税額の計算に関する以下の文章の空欄
 ~ に入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

Aさんから相続または遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合において、納付すべき相続税額が算出される者は、原則として、その相続の開始があったことを知った日の翌日から()以内に、相続税の申告書を()の住所地を管轄する税務署長に提出することとされている。

Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、()である。

- 1) 10カ月 Aさん 8,000万円
- 2) 10カ月 各相続人 7,000万円
- 3) 6カ月 Aさん 4,800万円

《問14》 Aさんの相続に係る相続税額の計算上、長女Cさんと養子Dさんが受け取った死亡保険金からそれぞれ控除することができる非課税金額の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 長女Cさん：1,000万円 養子Dさん：0（ゼロ）
- 2) 長女Cさん：500万円 養子Dさん：500万円
- 3) 長女Cさん：600万円 養子Dさん：900万円

《問15》 Aさんの相続に係る課税遺産総額（「課税価格の合計額 - 遺産に係る基礎控除額」）が2億1,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 4,200万円
- 2) 4,250万円
- 3) 6,700万円

<相続税の速算表（一部抜粋）>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
~	1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 30,000	40%	1,700万円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）